

<学校感染症について>

医師の診察の結果、インフルエンザなどの感染症と診断された場合、「欠席」ではなく「出席停止」となります。医師から登校許可の指示が出るまで、十分に療養してください。

なお、学校感染症で欠席される場合は、下記のようにお願いします。

① 感染症が確認された時点で、必ず学校にご連絡ください。 (0584-81-2331)

② ・本校様式による「学校感染症（第2・3種）報告書」を提出してください。

提出の際に受診を証明できるもの（調剤説明書のコピー等、患者名、日付、薬剤名、医療機関名が記入されたもの）を裏面に添付してください。

様式は学校にもありますが、本校HPからもダウンロードできます。

・医療機関において無料で発行していただける証明書があればそれでも結構です。

③ 疾病が治癒し、登校した時に学級担任へ提出してください。

※出席停止となる感染症の種類と出席停止期間の基準

種類	病名	出席停止期間の基準
第2種	インフルエンザ	発病後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	(有症状) 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで (無症状) 検体を採取した日から5日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	医師が感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
第3種	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・その他の感染症	医師が感染の恐れがないと認めるまで

参考

【インフルエンザ 出席停止期間】

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症	—————		+5日	—————		登校可能	
		解熱	+2日				
発症	—————		+5日	—————			登校可能
				解熱	+2日		

【新型コロナウイルス感染症 出席停止期間】

●有症状の場合

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症	—————		+5日	—————		登校可能	
		症状軽快	+1日				
発症	—————		+5日	—————			登校可能
				症状軽快	+1日		

●無症状の場合

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
検体採取	—————		+5日	—————		登校可能	